

7. 会議の概要

事務局長 (竹生)	<p>定例会に先立ちまして、市の人事異動により、農林部の体制が変わりましたので、新職員の紹介をさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業政策課長、農業委員会事務局長併任 竹生禎昭（前 未来創造課 課長） ・農業委員会事務局 多田喜代彦 主任（GL）（前 農業政策課農業振興 G） ・農業委員会事務局 山本典子 主任（前 都市建設課） ・農業政策課、農業委員会事務局併任 田中大輔 主事（前 農業政策課農業振興 G）（それぞれ挨拶） <p>どうぞよろしくお願いたします。</p>
事務局長 (竹生)	<p>ただいまから9月定例農業委員会を開催させていただきます。</p> <p>本日の会議ですが、牧野元恵委員、笠松邦三委員、松山隆重推進委員は、所用のため欠席する旨の届出がありました。</p> <p>それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。</p>
松村会長	<p>（あいさつ）</p>
事務局長 (竹生)	<p>また、水上副市長より今回のご心配をおかけしたことについてご説明させていただきます。</p>
水上副市長	<p>（説明）</p>
事務局長 (竹生)	<p>これからは会議規則第6条の規定により、会長が議事進行をお願いします。</p>
松村会長	<p>これより本日の会議に入ります。事務局より9月分の経過報告を申し上げます。</p>
事務局(多田)	<p>それでは、9月分の経過報告をいたします。</p>
松村会長	<p>報告は以上です。なにかご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>ないようですので、本日の議事録署名委員を、7番 須見則雄 委員、8番 田中政男 委員の両名をお願いします。これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局(多田)	<p>（議案第19号 説明）</p>
松村会長	<p>この案件について、現地確認いただいた山口委員から報告をお願いします。</p>
山口委員	<p>9月19日に農業委員3名と事務局により現地確認を行いました。特段問題はありませんでした。</p>
松村会長	<p>報告は以上です。それでは、審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>ないようですので、これより、議案第19号について採決いたします。</p> <p>議案第19号は、原案のとおり許可相当との意見を付して承認することに異議ありませんか。</p>
全員	<p>（異議なし）</p>
松村会長	<p>では、議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して承認することに決しました。</p> <p>つづきまして、日程第2 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請にかかる意見についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>

事務局(多田)	いします。 (議案第20号 説明)
松村会長	この案件について、現地確認いただいた須見委員から報告をお願いします。
須見委員	現地確認を行いまして、議案どおり相違ないことを確認しました。以上でございます。
松村会長	これより審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより、議案第20号について採決いたします。 議案第20号は、原案のとおり許可相当との意見を付して承認することに異議ありませんか。
全員	(異議なし)
松村会長	では、議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請にかかる意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して承認することに決しました。 つづきまして、日程第3 議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業による)および日程第4 農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取について、これらは関連がありますので一括して議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事務局(多田)	(議案第21号・22号 説明)
松村会長	この議案について、本多委員は当事者となりますので退出をお願いします。 これより審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
中村代理	今月の議案の砂利採取の一時転用に挙がっている田が、議案21号・22号にも挙がっている。砂利採取と集積の計画が重複しているのは良いのでしょうか。
事務局(多田)	こちらは問題ないと思われます。
中村代理	賃貸借が始まる前に砂利採取が始まってしまうが、合意解約などされるのか?
鳥山委員	一般的に砂利採取は一時転用なので、合意解約などは必要ないと思います。
中村代理	つまり貸した状態で、砂利採取は認められるということですね。
鳥山委員	認められると思います。
中村代理	理解しました。
松村会長	ほかにご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより、議案第21号について採決いたします。 議案第21号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
全員	(異議なし)
松村会長	では、議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業による)は、原案のとおり承認することに決しました。 つづいて議案第22号について採決いたします。

全員	議案第22号は、「適当である」旨の意見を付すことに異議ありませんか。 (異議なし)
松村会長	では、議案第22号 農用地利用配分計画(案)については、「適当である」旨の意見といたします。 つづきまして、日程第5 議案第23号 現況証明願いについてを議題とします。 事務局より説明をお願いします。説明の前に本多委員は入室ください。
事務局(山本)	(議案第23号 説明)
松村委員	この案件について、現地確認いただいた委員から報告をお願いします。1番を須見委員をお願いします。
須見委員	1番につきまして、図のとおり問題ないものと思われます。
松村会長	2番・3番を山口委員をお願いします。
山口委員	写真のとおり発電所の水圧官が通っている場所でございます。問題ありません。
松村会長	4番を前田委員をお願いします。
前田委員	4番の報告をいたします。図面20～21頁でございます。写真のとおり問題ないかと思われます。
松村会長	5番を山口委員をお願いします。
山口委員	写真のとおり問題ありません。
松村会長	6番、7番を前田委員をお願いします。
前田委員	6番を報告いたします。資料は26～28頁です。場所はホワイトザウルスの近くの村岡山の裾です。写真のような建物が建っており問題ありません。 7番は資料29～31頁で五本寺という集落でございます。写真のとおり問題ありません。
松村会長	8番を須見委員をお願いします。
須見委員	資料の34頁の写真のとおりで問題ありません。以上でございます。
松村会長	報告は以上でございます。この8件について、なにかご意見、ご質問ございませんか。
高野委員	4番目の案件ですが、元は郡の方が持っていたかと思いますが、永平寺の里に移ったときに農地のまま移転したということでしょうか。
中村代理	裁判所の競売案件で、永平寺の里が落札されたようです。裁判所の方で照会をかけ非農地とみなして、競売にかけたようです。
高野委員	農地だとしたら永平寺の里は競売に参加できないのではないのでしょうか。
中村代理	こちらは裁判所照会で非農地とされたものです。
辻委員	5番ですが、間の農地である55番はどうなっているのですか。

事務局(多田)	55番につきましては、水路でございまして、今回の現況証明の対象ではございません。
松村会長	ほかにご意見、ご質問ございませんか。 ないようですので、これより、議案第23号について採決いたします。 議案第23号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
全員	(異議なし)
松村会長	では、議案第23号 現況証明願いについては原案のとおり承認することに決しました。 つづいて報告事項に入ります。(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より報告を願います。
事務局(多田)	報告事項(1) 説明
酒井委員	7番の被相続人は亡くなられているのではありませんか?
事務局(多田)	亡くなられているので、被相続人となります。
吉田委員	3番の住所が誤記です。
事務局(多田)	こちらは訂正いたします。荒土町を削除します。
松村会長	ほかにご意見、ご質問ございませんか。 つづいて、報告事項(2) 農地の転用事実の照会に対する回答について事務局より報告を願います。
事務局(多田)	報告事項(2) 説明
松村会長	ご意見、ご質問ございませんか。 それでは「その他」に入りまして(1) 勝山市産業フェアにつきまして事務局より説明をお願いします。
事務局(多田)	その他(1) 説明
松村会長	ご意見、ご質問ございませんか。 それではその他(2) 福井地区農業委員・農地利用最適化推進委員研修について事務局より説明をお願いします。
事務局(多田)	その他(2) 説明
松村会長	ご意見、ご質問ございませんか。
酒井委員	場所はどのあたりですか。
事務局(多田)	来月の定例会にて地図をお配りします。
松村会長	それではその他(3) 福井県農業委員会大会について事務局より説明をお願いします。
事務局(多田)	その他(3) 説明

松村会長	ご意見、ご質問ございませんか。 それでは次回の定例農業委員会について事務局より説明をお願いします。
事務局(多田)	今回は、11月25日(月)午後1時30分からを開催予定としております。
松村会長	次に、協議事項(1)農地利用の最適化の推進についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局(多田)	協議事項(1)説明
松村会長	このあと分科会で今後の進め方など協議をお願いしたいと思いますが、ただいまの説明に対し何かありましたらお願いします。 それでは、分科会での協議をお願いします。割り振りは前回同様です。 9月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理者が申し上げます。
中村職務代理	貴重な時間をいただき慎重審議ありがとうございました。人・農地プランの活性化、地域の話し合いなど、これからも委員会活動を宜しくお願い致します。

勝山市農業委員会会議規則第18条の規定により、会議の顛末を称するためにこれに署名する。

7番 須見 則雄 ㊟

8番 田中 政男 ㊟